

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2023年8月10日

【四半期会計期間】 第70期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 正博

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那須 智

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 那須 智

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第1四半期累計期間	第70期 第1四半期累計期間	第69期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (千円)	1,366,430	1,440,138	5,881,706
経常利益 (千円)	220,417	207,758	764,573
四半期(当期)純利益 (千円)	135,773	164,728	384,738
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数 (株)	9,326,460	9,326,460	9,326,460
純資産額 (千円)	18,817,652	19,273,058	19,041,312
総資産額 (千円)	20,433,830	20,954,045	20,491,675
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	32.21	40.62	92.47
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	31.93	40.21	91.56
1株当たり配当額 (円)	-	-	35.00
自己資本比率 (%)	91.9	91.8	92.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第69期第3四半期会計期間より「株式給付信託(J-ESOP)」を導入したことに伴い、第69期及び第70期第1四半期累計期間については、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことで、感染拡大防止のための行動制限が緩和され人流が回復するなど、社会経済活動の正常化が進みました。一方で、物価上昇による実質賃金の減少から消費マインドの低下が懸念されることや、国内外の金利差拡大により円安が進行するなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。海外経済につきましては、欧米を中心とした金融引き締めによる景気の下振れリスクや、ロシア・ウクライナ情勢の長期化などから、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社といたしましては、変化、多様化する消費者ニーズや顧客ニーズを的確に把握し、それらのニーズに合致した高付加価値製品の開発を実現すべく、新技術開発や新製法の確立に挑戦していくとともに、高止まりするエネルギーコストおよび原材料コストの動向を注視しながら事業活動を継続してまいりました。

このような状況のもと、当社の当第1四半期累計期間における売上実績は、茶エキスを中心に緩やかな回復基調で推移しました。

茶エキスにつきましては、紅茶エキスが減少したものの、緑茶エキス・ウーロン茶エキス等が増加したため、売上高は653百万円（対前年同四半期比14.6%増）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末ソース等が増加したものの、粉末鰹節・粉末昆布等が減少したため、売上高は411百万円（同0.2%減）となりました。

植物エキスにつきましては、果実エキス等が減少したため、売上高は173百万円（同5.2%減）となりました。

液体天然調味料につきましては、椎茸エキス等が減少したものの、鰹節エキス等が増加したため、売上高は172百万円（同4.6%増）となりました。

粉末酒につきましては、清酒タイプ等が増加したものの、ラムタイプ・ワインタイプ等が減少したため、売上高は27百万円（同20.1%減）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,440百万円（同5.4%増）となり、前年同四半期に比べ73百万円増加しました。

利益面につきましては、売上原価の増加により営業利益は142百万円（同10.9%減）、経常利益は207百万円（同5.7%減）となりました。また、法人税等46百万円（同21.8%増）を計上したため、四半期純利益は164百万円（同21.3%増）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

## 財政状態

当第1四半期会計期間末における資産合計は20,954百万円となり、前事業年度末に比べ462百万円増加しました。

流動資産については12,103百万円となり、前事業年度末に比べ334百万円増加しました。主に、棚卸資産が190百万円、現金及び預金が115百万円、それぞれ増加したことによります。

固定資産については8,851百万円となり、前事業年度末に比べ127百万円増加しました。主に、繰延税金資産が65百万円減少したものの、投資有価証券が221百万円増加したことによります。

負債合計は1,680百万円となり、前事業年度末に比べ230百万円増加しました。

流動負債については1,538百万円となり、前事業年度末に比べ158百万円増加しました。主に、賞与引当金が70百万円減少したものの、仕入債務が140百万円、未払法人税等が32百万円、それぞれ増加したことによります。

固定負債については142百万円となり、前事業年度末に比べ72百万円増加しました。主に、従業員株式給付引当金として72百万円計上したことによります。

純資産合計は19,273百万円となり、前事業年度末に比べ231百万円増加しました。主に、配当金の支出により84百万円減少したものの、四半期純利益164百万円を計上し、その他有価証券評価差額金が151百万円増加したことによります。

### (2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は59百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,326,460	9,326,460	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株 であります。
計	9,326,460	9,326,460		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年6月30日		9,326,460		3,672,275		3,932,375

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,111,400		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,207,100	42,071	同上
単元未満株式	普通株式 7,960		
発行済株式総数	9,326,460		
総株主の議決権		42,071	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式160,000株(議決権の数1,600個)が含まれております。なお、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有している当社株式は、財務諸表において自己株式として表示しております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

3. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内 四丁目154番地	5,111,400		5,111,400	54.81
計		5,111,400		5,111,400	54.81

(注) 「従業員株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式160,000株は、上記の自己株式等には含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,005,793	9,121,041
受取手形及び売掛金	1,207,468	1,179,546
製品	735,053	803,791
仕掛品	374,367	450,419
原材料及び貯蔵品	382,496	427,999
その他	63,348	120,588
貸倒引当金	370	360
流動資産合計	11,768,158	12,103,027
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,407,577	1,394,928
機械及び装置（純額）	809,666	793,096
土地	2,558,304	2,558,304
建設仮勘定	8,273	6,659
その他（純額）	129,309	128,212
有形固定資産合計	4,913,130	4,881,200
無形固定資産	29,737	28,559
投資その他の資産		
投資有価証券	3,399,878	3,621,200
破産更生債権等	1,408,334	1,408,323
繰延税金資産	81,995	16,441
その他	298,774	303,617
貸倒引当金	1,408,334	1,408,323
投資その他の資産合計	3,780,649	3,941,259
固定資産合計	8,723,517	8,851,018
資産合計	20,491,675	20,954,045

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	310,053	450,728
短期借入金	670,000	670,000
未払金	97,019	92,807
未払法人税等	29,609	61,943
賞与引当金	132,000	61,497
その他	141,452	201,705
流動負債合計	1,380,133	1,538,683
固定負債		
役員退職慰労引当金	14,580	14,580
従業員株式給付引当金	-	72,074
資産除去債務	55,649	55,649
固定負債合計	70,229	142,303
負債合計	1,450,362	1,680,986
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	4,439,113	4,439,113
利益剰余金	13,514,596	13,595,024
自己株式	3,663,979	3,664,013
株主資本合計	17,962,006	18,042,399
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,038,094	1,189,447
評価・換算差額等合計	1,038,094	1,189,447
新株予約権	41,212	41,212
純資産合計	19,041,312	19,273,058
負債純資産合計	20,491,675	20,954,045

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年6月30日)
売上高	1,366,430	1,440,138
売上原価	986,072	1,064,345
売上総利益	380,358	375,793
販売費及び一般管理費	220,183	233,074
営業利益	160,174	142,718
営業外収益		
受取利息	263	263
有価証券利息	98	123
受取配当金	58,931	63,977
貸倒引当金戻入額	20	20
その他	1,852	1,594
営業外収益合計	61,165	65,979
営業外費用		
支払利息	922	939
その他	1	0
営業外費用合計	923	939
経常利益	220,417	207,758
特別利益		
受取損害賠償金	491	3,186
特別利益合計	491	3,186
特別損失		
損害賠償金	1,309	-
固定資産除却損	290	0
投資有価証券評価損	45,576	-
特別損失合計	47,176	0
税引前四半期純利益	173,732	210,945
法人税等	37,959	46,217
四半期純利益	135,773	164,728

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2022年11月4日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を2022年11月25日より導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し勤続年数に応じたポイントを、加えて管理職には管理職ポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を付与します。管理職を含めた従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度に係る当第1四半期会計期間末の負担見込額については、従業員株式給付引当金として計上しております。

(2) 本信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。本信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度 257,120千円、160,000株、当第1四半期会計期間 257,120千円、160,000株であります。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第1四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300,000千円	2,300,000千円
借入実行残高	670,000千円	670,000千円
差引額	1,630,000千円	1,630,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	72,190千円	69,895千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	84,300	20.00	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	84,300	20.00	2023年3月31日	2023年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、食品加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

区分	金額(千円)
茶エキス	570,109
粉末天然調味料	412,612
植物エキス	183,117
液体天然調味料	165,001
粉末酒	33,912
その他	1,678
顧客との契約から生じる収益	1,366,430
一時点で移転される財	1,366,430
一定の期間にわたり移転される財	
顧客との契約から生じる収益	1,366,430

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

区分	金額(千円)
茶エキス	653,577
粉末天然調味料	411,853
植物エキス	173,570
液体天然調味料	172,630
粉末酒	27,101
その他	1,405
顧客との契約から生じる収益	1,440,138
一時点で移転される財	1,440,138
一定の期間にわたり移転される財	
顧客との契約から生じる収益	1,440,138

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	32円21銭	40円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	135,773	164,728
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	135,773	164,728
普通株式の期中平均株式数(株)	4,215,048	4,055,029
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	31円93銭	40円21銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	36,696	41,535
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 第69期第3四半期会計期間より、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入したことに伴い、1株当たり四半期純利益金額の算定上、信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前第1四半期累計期間は0株、当第1四半期累計期間は160,000株)

## 2 【その他】

### 重要な訴訟事件等

#### 当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、2009年11月11日、当社元取締役6名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告2名についてはその内の3億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年5分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2011年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告6名のうち2名について和解により解決しております。その後、2011年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告4名のうち2名に対しては、当社の請求どおり、3億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、2011年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年1月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、残りの2名については和解により解決しております。一方、和解による解決とならなかった2名は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、2011年12月9日、名古屋高等裁判所に控訴を提起しておりましたが、2013年3月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、同2名は、2013年4月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っておりましたが、2013年10月1日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。その後、同2名のうち1名については、東京地方裁判所より2018年1月17日付けで破産手続開始決定、2018年6月8日付けで破産手続廃止決定、2018年6月8日付けで免責許可決定があり、同人からの回収は困難な状況となりました。なお、同2名のうちの他の1名については、現時点で回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

株式会社MAGねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社MAGねっと。以下、「MAGねっと」といいます。）および株式会社ASA（当時の商号は、株式会社KEホールディングス。以下「ASA」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、2009年1月16日、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「BCP」といいます。）を引き受けた際、同日付けでMAGねっとおよびASAからBCPに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、SFCGが2009年2月23日、東京地方裁判所民事第20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、BCPに係る償還債務全額についてSFCGが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるMAGねっとおよびASAに対し、2009年2月26日、BCPに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、2010年4月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（MAGねっとおよびASA）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、2010年10月28日、東京高等裁判所第4民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、2016年6月30日、MAGねっとが同日提出した有価証券報告書によって、MAGねっとが2015年3月期決算に続いて2016年3月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、MAGねっとと株式を2016年8月1日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、MAGねっとと株式は、2016年8月1日付けで上場廃止となりました。

また、SFCGは東京地方裁判所民事第20部より2009年2月24日に民事再生手続開始決定を受けましたが、2009年3月24日に同裁判所はSFCGの再建の見込みがないと判断し民事再生手続廃止を決定し、2009年4月21日に破産手続開始決定をしました。その後、2019年12月18日に同裁判所はSFCGの破産手続きの終結を決定しております。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

佐藤食品工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 録 宏 行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 谷 光 尋

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の第1四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。